

<対策のポイント>

農業者が借り入れる農業近代化資金等について、保証料負担の軽減や無担保無保証人等での債務保証の引受けを行い、その融通を円滑化します。

<事業目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

1. 農業信用保証保険基盤強化事業

甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等の経営再建に必要な農業近代化資金等の借入れについて、

- ① 農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を貸付当初5年間免除するための補助金を交付。
- ② 農業信用基金協会が実質無担保無保証人で債務保証の引受けができるよう、農業信用基金協会及び（独）農林漁業信用基金の財務基盤を強化するとともに、①に加え6年目以降の保証料を軽減するための補助金等を交付。

2. 農業近代化資金保証料助成金交付事業

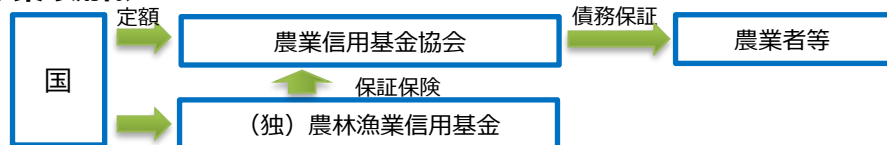
目標地図に位置付けられた等の認定農業者が借り入れる農業近代化資金について、農業信用基金協会の債務保証に係る全保証期間の保証料を免除するための補助金を交付。

3. 農業経営継承保証保険支援事業

目標地図に位置付けられるなど一定の要件を満たす農業後継者が、農業経営・就農支援センターに登録された専門家による確認を受けた経営継承計画に基づき農業経営を継承するに当たり（第三者からの継承を含む）、経営資産の取得に必要な農業近代化資金等の借入れについて、

- ① 農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を貸付当初5年間免除するための補助金を交付。
- ② 経営者保証及び担保提供に係る負担を免除するため、農業信用基金協会及び（独）農林漁業信用基金の財務基盤を強化するための補助金等を交付。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

